

北一輝の維新革命論

岡崎正道

はじめに

北一輝は、明治維新以後形成されてきた近代国家日本―それは立憲制と資本主義という近代国家の構成要素を、天皇制なる特異な神政制度で幾重にも包蔽した「大日本帝国」であった―に対して、大胆な変革を企図し、その批判の論理と実行のプランを提示した革命思想家である。

北の思想の本質をどう捉えるかについては、秀抜な革命論としての意義を認めて評価する見解と、日本のファシズム化の歴史的傾斜を先導する反動的な役割を指摘するネガティブな立論と相分かれている。(両者の折衷ないし中間的な評説も勿論少なくない。)北の思想をファシズムと規定した田中惣五郎の先駆的研究や、『日本改造法案大綱』を「日本ファシスト運動の聖典」と位置づける木下半治氏、また北が提示した変革のプランも結局上からの先取的改革の実施を目標とするもので、その趣意は下からの革命の昂揚を圧殺する反革命主義にあるとする松沢哲成氏、さらには主に北の政界の黒幕的な行動の面に着目し、思想的にも他人の剽窃が多く、独創的変革論は殆ど見られないとして、北を権力の走狗と断罪する松本清張氏などの議

論は後者の代表的見解であり、久野収氏の、伊藤博文が帝国憲法や教育勅語を通して作り上げた明治国家のシステム、すなわち天皇制の「頭教・密教」論の微妙なバランス操作により、国民には絶対主義天皇制を強制しつつ現実の政治運営においては機関説に基く官僚統治を貫徹するという方式を、北は逆手にとることによって「天皇の国民、天皇の日本」を「国民の天皇、国民の日本」へと逆転させることを図ったとして、彼の革命的性格を強調する見解や、新左翼マルクス主義の立場から北を近代的社会主義者と評し、非合理的情念や土着性を重視する論者を批判する滝村隆一氏、またブルジョアの価値の否定という観点から、北を明治社会主義者中の特異な存在と位置づけた鹿野政直氏や、北をラディカルな左派ブルジョアデモクラットと規定しつつ、その課題遂行のためには、国家権力の近代化推進路線との相剋の上で、必然的に民族共同体主義ひいては擬ファシスト的傾向さえ帯びざるを得ない逆説的宿命が、近代日本の革命家には纏綿すると説く渡辺京二氏などはおおむね前者に属すると言え

る。筆者は北一輝をファシストと規定する見解にはいささかの疑問を抱いてきたが、かかる見解が、『日本改造法案大綱』―この中に流

れる「劍の福音」の精神は確かに軍国主義の色調に近いのの影響を受けた者たちによる、「昭和維新」の反乱（＝日本ファシズムの露払い）という歴史的「事実」に着眼し、もって『法案』の著者たる北を「日本ファシズムの教祖」（丸山真男）⁹⁾と位置づけることから始まり、ここから逆算して、北の青年期の「社会主義的」性格に対しても「擬似革命的相貌」といった解釈を加える傾向を有することを知るに及び、彼の思想の理解は何よりも、主著である『国体論及び純正社会主義』（一九〇六年）の検討に俟たなければならぬと痛感するに至った。その結果、北の天皇観や現状変革論には、単純に「天皇制ファシスト」などという冠辭を付することを許さぬ、革命的性格が見出されることを何程か究明し得たように思う。

本論では―諸研究の教示を受けながら―『国体論及び純正社会主義』を中心に北の革命論の性格を、彼の「一貫不惑」なモチーフたる「第二維新」追求の姿勢と絡めつつ探っていきたいと思うのである。

一、国体論の逆説

北の天皇観を検討することは、彼が明治国家をどのような構造を有する国家と捉え、而して現実の体制論理と如何に切り結ぼうとしたのかという問題や、そのような国家を成立せしめるに至る日本史の流れをどう把握しているかという歴史観の問題、さらに彼が遠望する改革事業の担い手をどの階層（あるいは勢力）に求めようとするのかという主体論の問題などと密接に絡み合っており、逆に国家論・歴史観・主体論というおそらくあらゆる革命思想の形成に不可

欠な要素が、いずれも維新以後八十年間の日本人を呪縛し続けた天皇制との格闘―但し北の場合これは必ずしも直截的敵対を意味しない―を通して模索された点こそ、北が近代日本における最もラディカルな思想家の一人であったことの証しである。

さて若年の大著『国体論及び純正社会主義』の中で北が展開した天皇観の核心的命題は、藩閥政府によって生み出された天皇専制の体制との天皇への忠順を国民に要求する教育勅語の論理が、実は維新革命とその成果たる大日本帝国憲法によって確立された「公民国家」という「国体」に対する明らかな背反であり、従って天皇専制とこれを美化するイデオロギーとしての「国体論」は「社会民主主義」の理想を阻害する凶悪な反動主義として否定されねばならぬというものであった。

此の日本と名けられたる国土に於て社会主義が唱導せらるゝに當りては特別に解釈せざるべからざる奇怪の或者が残る。即ち所謂『国体論』と称せらるゝ所のものにして―社会主義は国体に抵触するや否や―と云ふ恐るべき問題なり（みすず書房「北一輝著作集」第一巻299頁、以後①299と略記）

という提起を發した北の結論は、社会主義は「国体」には違反しないということであった。なぜなら「国体」とは「万世一系の我国体に於ては主権は天皇に在り」（①220）といった議論とは何の関わりもなく、維新以後の日本では「国家」が主権者であり、国家構成員としての「国民」も前代までの如く支配の客体ではなく、人格を認められて天皇と相並ぶ統治権の行使者となっているのだからである。

この国家論の眼目は、「国体」とは「国家の本体と云ふことにして統治権の主体たるか若しくは主権に統治さるゝ客体たるかの国家本質の決定」(①236)、「政体」とは「統治権発動の形式」であり、この定義に従えば、明治の日本は国家の主権の下に天皇と国民とが等しく統治権行使の「機関」として共在するところの、「平等の多数(Ⅱ国民)と一人の特権者(Ⅱ天皇)とを以て統治者たる民主的政体」(①232)にはかならないという点にある。主権者は国家であり、君主も国民も等しく国家に対して権利義務を負う機関である以上、主権が君主に存する「君主国」と主権在民の「民主国」という「国体」の二分類法が、「国体」の意味を取り違えた誤謬なのは明白である。この「万世一系」の一語を一切の演繹の基底におく穂積八束の如きは、表面的には、国家を一定の土地と統治者と人民の三要素によって構成された「統治権の主体」と見る近代的国家主権論を唱えて、国土及び人民の二要素から成る国家をその域外にある君主が統轄するというザイデルらの君主主権論を駁しながら、一方で「万世一系の皇統」を有する日本のみは例外的に天皇にも統治権が存すると解する「両刀論法」に陥っている。ここでは国家の「機関」にすぎない天皇や、国家が「国家の目的と利益」を維持する必要上設置した「制度」たるにすぎない皇位が統治権の主体と誤認されているわけで、「天皇も皇位も国家も一切を無差別に混同」(①227)する穂積らの観点は、実に「日本国のみ特殊なる国家学と歴史哲学とによりて支配さるゝと考ふる」(①226)、すなわち些少の形式的特殊性を普遍の本質と判断することから起る誤りである。従って国家を統治権の本体と規定する近代国家観を遵守するならば、憲法

第一条は「統治権の本体たる近代国家の大日本帝國は其の統治権を万世一系の天皇によりて行使す」(①222)と読まなければならない。

だがこの解釈は決して統治権行使者としての天皇を絶対化し得る論理ではない。北は現代の公民国家という国体の下には、「最高機関を特権ある国家の一員にて組織」する君主政体、「最高機関を平等の多数と特権ある国家の一員とにて組織」する立憲君主政体、それに「最高機関を平等の多数にて組織」する共和政体という三種の政体が存在し(①236)、現代の日本は第二の形態に属するが、さすれば日本は「社会民主主義国」であるということになる、すなわち「国家に主権ありと云ふを以て社会主義」であり、「国民(広義)に政権ありと云ふを以て民主主義」(①241)であると強弁し、日本が君主專制国であるという主張を断じて容認しないからである。

国家主権を社会主義と見る北の独自の国家観については後述するが、一般国民と天皇とを合せた「広義の国民」が政権の所有者であるがゆえに、現在の立憲君主国日本は即ち民主国であるという論断は、憲法の解釈に確然たる根拠を有している。すなわち第五条に、「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」とあるが、協賛とは単なる翼賛ではなく、立法行為の重大な要素であり、この条文は天皇と議會とが相俟って始めて完全な立法機関たり得ることを規定している。むろん法律の執行命令権は天皇が有し、また行政権や陸海軍統帥権の所持者としての天皇は単独の機関なのであるが、それにも拘らず議會を天皇と並ぶ「最高機関」と見なし得るのは、最高法規である憲法を改定する権限を両者が分有しているからだと北は説

き、この解釈を楯に「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬」すると定めた第四条を否定するのである。(これは同時に天皇一人を最高機関とする美濃部達吉の機関説に対する論駁ともなっている。)

北は国家に、君主(貴族)も人民も包摂してしまふ実体としての「人格」を認め、文字通り「国家意思」の発現により戦争や外交といった国家行為もなされるのだとして、忠君が絶対視された中世君主政時代と異なる、「国の為めに」の愛国を至上価値とする、国家主権の国体を近代の標徴と考へる。従つて「機械的技巧」によつて形成された擬制の国家の上で、君主(貴族)と人民の兩階級が直接の「契約的対立」をなしているというような国家観は認められない。国家はあくまで実在の人格であつて決して擬制の人格ではないのである。

国家と云ふ大人格が擬制の機械的技巧なるか將た実在の人格なるかは、国家の進化、起原、目的理想の如きを取扱ふ国家学のみのも重大なる問題にあらず、法律学の決して怠慢に附すべからざる根本思想なり。何となれば国家が擬制の人格なりと云はば法律の力を以て国家其者を解体消散せしめ得べく、実在の人格なりとせば人為を以て如何なる法律を作るも決して消滅せしむること能はず。(①238)

北は本来「人格」である国家が、君主の利益と目的のために統治の客体として「物格」視された時代を「家長国」時代と名づけ、国家が法律上に人格を回復した近代「公民国家」の時代と峻別する。「家長国」においては人民もまた君主の所有物として自由処分の対象とされたが、国家主権の近代では、君主も人民も共に国家の一員たる

地位に差等はない。さらに北は、古代公民国家から中世家長国家を経て近代公民国家へという三段階を歴史の進化発展のコースとして措定し、人格の自由の享受者が専制君主から封建貴族、而して最後は全国民というふうにならされていく過程と捉へるが、これは日本史に適用すれば、国土と人民を「大御宝」として所有し得た独裁君主から、封建貴族(＝武士)との闘争に敗れて「神道の羅馬法王」という神職者の地位に後退し、封建末期には権力奪回の悲願もむなしく有名無実の存在と化した天皇のステータスの変遷と照応する。

この歴史観は、国家の人格的自由の発現をメルクマールとする点で、世界精神の実現過程に歴史の発展を見るヘーゲル「世界史は自由の意識の進歩を意味する」(「歴史哲学」上、岩波文庫79頁)と類似した一種の史的觀念論であるが、北においてはそれは決して歴史に対する静態的觀念には赴かず、あくまで日本史上稀有の革命である明治維新の真義の認識と、來たるべき第二革命の方途を展望する実践的契機を内蔵していた。

北の日本史把握は、先記の史的発展の図式を、天皇と國民の角逐を軸に再構成した特異な史論を生みだしている。すなわち、日本では有史以来一貫して万世一系の皇室が不易の統治者として君臨し、日本國民はこれまた変ることなき無限の忠誠を天皇に捧げ続けてきたという所謂「国体論」は全くの虚偽であり、歴史事実の欺瞞的捏造にほかならない。日本の歴史は記紀以前の神話時代は除外した千余年とすべきだが、その間に天皇の意味は、専制君主から「神道の羅馬法王」、さらに維新後は主権者たる國家に從属する、民主的國民の一分子となった。そして國民はこの一千年間天皇の忠良な臣民

であつたどころか、逆に古代中世を通じ、直系の祖先を崇拜する「系統主義」と直屬する君父への忠勤を至上とする「忠孝主義」に依拠して皇室を打撃迫害し、実に「乱臣賊子」の歴史的ピラミッドを構築してきた。そして皇室は「南朝の忠臣らを稀少の例外とする」国民大多數の圧迫に全く絶望的となり、権力保持を断念して「優温閑雅なる詩人」として「傍觀者」に甘んじたが故に辛うじて断滅を免れ、幕末まで存続し得たというものである。

あゝ今日四千五百万の国民は殆ど挙りて乱臣賊子及び其の共犯者の後裔なり。吾人は日本歴史の如何なる真を開きて之が反証たるべき事実を發見し、億兆心を一にして克く忠に万世一系の皇室を奉戴せりと主張し得るや(①29)；何の国体論ぞ、斯る歴史の国民が克く忠に万世一系の皇室を奉戴せりと云はゞ義時も尊氏も大忠臣大義士にして、楠公父子は何の面目ありや。或は云ふべし、而しながら万世一系に刃を加へざりしと一亦何の国体論ぞ、是れ国民の凡てが悉く乱臣賊子に加担して天皇をして其の要求の実現を絶望せしめたればなり；斯る理由によりて継続されたる万世一系は誠以て乱臣賊子が永続不断なりしことの表白に過ぎざりて、誠忠を強弁する国体論者は宮城の門前に拝謝して死罪を待て、何の奉戴ぞ。(①374)

不敬きわまる激語を連ねたこの日本史論は、国民の尊王意識の「伝統」を普遍的国体の原理的根拠とする天皇制イデオロギー——北によれば「復古的革命主義」つまり反革命主義——への見事な否定的解答であるが、一方維新を大化改新や建武中興と並ぶ、皇国に本然なる国体の一陽來復的顯現と見る王政復古史観をも明確に否認するもの

である。北は大化の改新直後の日本が天皇專制国家であつたことは認めるが、それは当時皇族が「諸大族中の最も強大なる大族」であつたという、リアルな時勢認識のレベルの問題であり、改新もこの最強氏族中の有識の一分子(「天智帝」)が、国家主権の公民国家とその機関としての天皇專制政体の樹立を企図したものであつて、進化の程度の未成熟ゆえに、藤原貴族次いで武士階級の台頭の前に結局それは「夢想的革命」に終り、日本は進化の必然に則つて家長国家へと推移していったと彼は説明する。だから明治維新が大化改新の未完の理想を継受する革命であるとはいつても、それが中世封建時代に雌伏を余儀なくされた皇權の恢復を目指すものでないことは当然である。「実に日本の国体は数千年間同一に非らず、日本の天皇は古今不変の者にあらざるなり」(①218)現に中世末期(幕末)における天皇は、かつて把持していた權威も実力も喪失し、山城の一弱小領主の地位に転落していた。にもかかわらず維新が、幕末における尊王思想の昂揚を背景とする勤王革命の体裁で遂行されたのは何故か。北の解答は又も明快である。曰く「維新革命の国体論は天皇に対する忠を主張せんよりも貴族階級に対する忠を否認せんが為めなり」(①343)

かつて天皇のみが享受し得ていた人格的自由の拡張を求める平等主義の政治闘争が、藤原氏から平氏、次いで「鎌倉の神聖皇帝」たる源氏・北条氏へという、乱臣賊子による政權交替を結果してきたが、これら政權保持者をはじめとする貴族階級(「封建諸侯」)に對し、その臣下たる下級武士階級が「經濟物としての処分」に服すべき奴隸の道徳的義務」(①304)である「忠」を断然拒否するための口

実として、天皇への忠順の義務を放棄した主君の不義を非難したというのが、幕末期の尊王論の本旨であり、かかる「国体論者の民主主義者」の奮闘と一単に苛斂誅求の是正ではなく「民主的国民」への昇華の要求を「竹鎗席旗」に掲げた農民の決起とが相俟って始めて、維新の「民主主義」革命は成功に導かれたと北は言う。(①350)

維新革命を以て王政復古と云ふことよりして已に野蠻人なり：維新革命とは国家の全部に国家意識の発展拡張せる民主主義が旧社会の貴族主義に対する打破なり：実に維新革命は国家の目的理想を法律道德の上に明かに意識したる点に於て社会主義なり、而してその意識が国家の全分子に明かに道德法律の理想として拡張したる点に於て民主主義なり(①344~350)

幕末志士の脳中を席捲した尊王革命のドグマは、もとより儒教の王覇の弁と国学の神国論に典拠を有しているが、北は「彼等は遺憾にもその革命論を古典と儒学とに尋ねた」(①351傍点岡崎)という。明治維新の精神的根柢としての尊王を手段の価値に限定解釈する彼の見解は、畢竟維新において天皇は一弱小領主の地位から、いわば革命の旗幟として、国家の目的と必要により「遺徳にも」祭り上げられてしまった存在なのだという認識とペラレルである。しかも反面「眼前の君父」に対する忠誠拒否の手段としての尊王が、倒幕から廢藩に到る封建領主制廢絶のための一連の改革を正当化する論理として効果的に機能したことも確かに事実である。だから「現天皇は維新革命の民主主義の大首領として英雄の如く活動したりき」(①354)という立言は、戊辰の年にわずか16歳の深窓の貴公子でし

かなかつた明治帝への直接的な賛辞ではなく、あくまで変革推進の合理化に貢献した「シンボル」に対する賛辞と見るべきであろう。「大首領」といっても文字通り天皇のリーダーシップを意味しないことは言うまでもない。天皇が維新の結果絶対君主に昇格したわけでもない。ただ擁立された天皇は、「国民と等しく民主主義の一国民として：理想国の国家機関となれる」(①354)のみである。

このように考えてくると、維新革命における天皇の存在意義は、北にとって何ら必然的な裏付けを有するものではないと認めざるを得ない。社会民主主義実現の端緒となった「貴族階級」転覆から、「五カ条誓文」「土族叛乱」自由民権運動を経て「公民国家」の理念を法的に実現した帝国憲法の発布に至る「二十三年間の継続運動」(①355)の過程―就中大久保・伊藤等新たな「貴族階級」に対抗し続けた「在野党」の活動―こそ維新の「建設的本色」は存するが、かつぎ出された天皇には、「特権ある」一国家機関の地位―特権といつても、国家の代表的機関である故の名譽と国家による皇室費の支給以上のものではない―が付与されたにすぎず、それ以外の超法規的な権限は一切与えられていないし、また与えられてはいけない。特に「復古的革命主義」を生み出す前提として北が嫌忌したのは、天皇の「神聖」性が国民の精神生活を呪縛することであった。「国民は一家の赤子にして天皇は家長として民の父母」(①250)という家族国家の原理や、国民が皇室に対する善良な忠誠者であり続けたという「順逆論」の常識を北は否定したが、ならば現「国体」の下では尚更、忠孝道德が天皇の名で強制されるような事態はあってはならなかった。すなわち「外部的生活の規定たる国家に於

て天皇の可能なる行動は外部的規定の上に出づる能はず」(①368)という原則に基いて、彼は国民の「内部的生活」を掣肘してやまぬ教育勅語を排撃する。

日本天皇は固より羅馬法王に非らず。天皇は学理を制定する国家機関に非らず。故に巡查が勅令を出すとも無効なる如く、天皇が医学者に獣医学上の原理を命令し、理科大学に向けて化学の方程式を制定したる法律を下すとも固より効力なし；天皇が如何に倫理学の智識に明らかに歴史哲学について一派の見解を持すとも、吾人は国家の前に有する権利によりて教育勅語の外に独立すべし。(①269)

北は「経済的貴族」たる資本家が政府・官僚を懐柔あるいは結託して日本を支配している現実を、維新革命の理念に対する悖逆と見たが、それでも欧米に比べれば資本主義発達の不十分なわが国では、「妄想の駆逐」(①210)による国民の精神的自立が経済革命に先行する焦眉の急務であると考へた。「教育勅語の前に傲然として其の頭を屈せざりき」内村鑑三の態度に「無限の尊崇」が加えられた(③88)のは自然なことである。

かくして、国家により権限を付与された一機関としての天皇は、現進化段階の国家が必要あって設置したものでそれ自体「神聖不可侵」でなどないのだから——北は憲法の「神聖」の文字を法文に無意味な飾辭として笑殺した——不要となる時節が来れば、当然廃止の可能性も問題となる。国家が人格ある主権者であるという真理は不変——これは人間ある限り社会が存在し、人間を何らかの意味で規制し続けるということの別表現にすぎないのだが、(この点は後述)——

だが、統治権運用の手段にすぎない政体は、国家により「其の目的と利益とに應じて」(①247)如何ようにも変容せしめられ得るのだからである。

而も其の如何に進化すべきかについては或は今日の民主的政体のまゝに進むか、或は一人のみの特権者を以てする君主政体に進むか、或は純然たる共和政体に進むか、又或は社会の驚くべき進化して一切の政体の無用になりて地上に天国を築くか、斯ることは国体論とは係はりなき問題なり(①248)

もとよりこのセンチンスで北が天皇制廃絶の日程を明言したわけではないが、この一文が「社会主義の革命主義なりと云ふを以て国体に抵触すとの非難は理由なし」(①247)という、社会主義の合法性主張の一貫として語られている点が重要である。後に北がその実践上天皇制ファシズムの運動と大きな関わりを持った事実には幻惑された論者は、

国家主権の今日及び今後に於ては其の手續を定めたる規定其者と矛盾する他の規定を設くとも、又其の規定されたる手續によらずして憲法の条文と阻隔する他の重大なる立法をなすとも、国家主権の発動たる国家の権利にして、国家は其の目的と利益とに應じて国家の機関(当然「天皇」も含む——岡崎)を或は作成し或は改廃するの完全自由を有す(①248)

という一文を、ファシッシュ化推進のための非合法手段行使を国家主義によつて担保した条文と解するが、実はここに皇国無窮の神話が支配する明治日本において、権力との全面的衝突を回避しつつ、天皇制の漸進的廃棄を展望する者の発言の限界が看取されねばならな

い。⁽¹¹⁾北を頑迷な天皇賛美者にしてファシストと捉える見解は、皮相というべきである。

二、社会主義と国家

北の思想を探る場合に最も留意しなければならない点は、「国家」の存在の極度な奔騰の真意をどう捉えるかということであろう。このことについての理解の相違によって、北は社会主義者とも解され、またブルジョア民主主義者やファシストともみなされ得るのであるが、この問題は、個我の尊厳と社会の利益との関係を北がどのように考え、調和もしくは統一しようとしたのかという点の考察を抜きにしては正答を得られない。

さて北に関する生半な辞書的知識や先入観などの一切を排して、我々が「国体論及び純正社会主義」を通読するときにまず得られる鮮烈な認識は、北の「個」の全面的開花に向けた熱望とその実現を阻むあらゆるものへの敵意、そして能力や個性の先天的差違にもかかわらず、全成員がこの開花を均霑し得る唯一の社会制度としての社会主義に対するゆるぎない自信ではなかるうか。

社会主義は全社会の驚くべき富有と個人の独立とを共に得べきことを確信するものなり：現今の科学的社会主義は：十九世紀に至るまでの個人主義の清鮮なる覚醒を受けて社会性と個人性との確実なる自覚の上に新しく築かれたる全く別個の理想なり。(1)

北が欧州に見出した史的段階のコースを個人と国家社会の関係を軸として見ると、単数の君主または少数の貴族階級が、国家の名の

もとに人民の自由や権利を蹂躪しつつ専制的権力をふるった「偏局的社会主義」の時代——この時代は個人が共同体の中に完全に埋没していた——から、市民革命によって実現された個人の自由独立を第一義とする「偏局的個人主義」への移行が想定される。前者では全体、後者では個人の利益が神聖視されるゆえに「偏局的」なる形容詞が冠せられているが、社会主義の二要素たる共同性と個人性のそれぞれを——かなり歪められた形でにせよ——部分的には生かし得ていたと認めればこそ、両者を一層高次元において統一する理想として「純正社会主義」を論定することができたのである。では北の思考するところの、社会主義における個と全体の統一とは何か、彼自身をして語らしめよう。

社会主義は個人主義の如く個人其者のために個人が自己に対して責任を有すとする者に非らずして、社会国家の為に社会国家に対して個人の責任を要求す。而して吾人が前きに国家と社会とは社会主義によりて其の秩序と安寧幸福とを得ざるべからずと云へるは、国家社会が其の法律的理想として有する最高の所有権を行使して全国民全會員の上に経済的源泉の本体として臨み、以て全国民全會員をして国家社会に対する責任ある個人たらんことを政治的に道德的に期待する者なりと考ふべし。(191)

北はここで、個の価値も終極的には全体の尊厳に従属するのであり、個人の意義は社会への奉仕者たることに尽きるといふ、所謂全体主義の正当性を言明しているのではない。⁽¹²⁾彼は社会民主主義を「社会の利益を終局目的」と共に個人の権威を強烈に主張(120)するものと解説しているが、ここでは「社会の利益」と

58)

「個人の権威」に価値の序列がない点に注目しよう。彼は続けて「個人と云ふは社会の一分子にして社会とは其の分子其のことなるを以て個人即ち社会なり」(①120)とも書いている。人間を類的存在として認識する、個人即ち社会の弁証法は北において、個人と社会の対立葛藤ではなく、両者の目的の合致の保証へと導かれている。

個人が社会の分子として社会其者たる以上は個人の目的は即ち社会の目的たるべきなり——社会主義は此意味に於て個人主義を継承す。(①121)

北の社会主義は「個人の分化的発展」を尊重し、「全国民悉く自由独立を認識せられて分化作用を大多数に於て行ふ」ことを通じて「社会の驚くべき…進化」を促そうとする思想である。(①121)そしてこのような窮極の社会では、経済的原因を中心とする、階級国家特有の犯罪は消滅し、かつ「個性の変異を尊重する社会良心」(①80)の貫通により、社会規範としての道徳も無用になるが、それでも文字通り倫理的存在となった各人の個性の伸長は完全に保証され得ると言うとき、彼は「階級と階級対立とを伴う旧ブルジョア社会にかわって、各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件となるような一つの共同社会があらわれる」(「共産党宣言」岩波文庫56頁)というマルクスの想念と、さほど隔たりのない地点にいたはずである。

だが「実に社会主義は個人主義なくして高貴なる能はず。感謝すべきは個人主義」(①121)とまで言う北が、西洋市民社会の基底原理としての個人主義をストレートに認容しなかったのは、いうまでもなくかかる原理が「個人の自由を個人其者のために要求して社会

の幸福進化を無視」(①93)する傾向を有しているためである。

北は長い間抑圧され続けてきた個人の政治的・思想的自由を獲得した西洋のブルジョア革命に、人類史上の画期的意義を認めたが——特に中世貴族国を打倒して民主国を創成したフランス革命への高い評価は『支那革命外史』(一九一六)などにも表わされている——しかしそれを経て出現した近代資本主義国家では、「原子的個人を終局目的として、社会は単に個人の自由平等のために存する」(①88)と独断するような、社会擬制観念に基づく個人万能の偏頗がまかり通っている点を甚だ遺憾とする。だから彼が個人を窮極まで目的と利益の主体とする個人主義を批判するとき、そのニュアンスは、個人主義「利己主義というに近い。これを黙過するならば、一握りの強者による全人民の支配(「物格視」の合法化を惹起することにもなりかねないという強い懸念が、彼の脳裏を去ることはなかった。

個人の自由平等を実現したはずの西洋社会に、資本主義の害毒がもたらした経済的不平等が蔓延している。「国家「国民」の人格を法的に回復し得たブルジョア革命は、北の理解では第一次社会主義革命に当たるが、当然次に目指されるべきは経済的社会主義革命であり、日本では明治維新によって実現した政治的「公民国家」を、さらに経済的にも公民国家たらしめる——そこではじめて全国民が国家の下に完全な人格を確立し得ることとなる——闘いが目標となるのである。

現社会の大多数階級の貧困なる原因を察せざるべからず。如何にして大多数は斯くまでに貧困なりや；即ち経済的貴族国の故なればなり。経済的君主経済的貴族の秩序の掠奪あればなり。(①3)

〜5)

北が経済的権力を壟断しつつ政治にも容喙する資本家階級を、「工場と名くる城廓」に住む「馬鹿大名」(①7)とか「単に排泄作用を営むに過ぎざる一塊の腐肉」(①72)等々と唾罵したのは、彼ら(及び地主)が労働者と農民から収奪する元凶だからであり、それが公民国家の理念により法的には「社会のみの所有権が神聖」(①25)であるはずの今日、「経済的大合同」による資本主義の揚棄を阻害する主因と考えられたからにはかならない。而してこの視点は、法的には人格を回復した国民を資本家階級が「物格」として経済的に支配する現存の国家を、理想としての社会主義国家に成長させねばならないと考える点で、市民革命が理念的には体现したはずの自由平等の実質化を社会主義革命の重要な課題とする、マルクス・エンゲルスの観点とも重なり合うものである。

ところで北の社会主義論の特色の一つは、「掠奪階級の地位の転換」(①66)すなわち労働者階級と資本家階級の立場の逆転や、「稀少なる分配を平等にすべき」(①62)ことを前提に「上層階級を下層に引き下げる」(同)ことを否定し、階級闘争を経て「平民」が上層階級に飛躍することを「貴族主義」「天才主義」の名で強調する点である。この憚ることなき矜持は、人類の「類神人」を経て「神類」への昇化という大胆な比喩的表現に見られるようなロマン主義的性向と共に、北の貴族趣味的傲慢さや選民思想の表白と解されることも少くない。⁽¹³⁾しかしこの極論は彼が、社会進化論の一種と理解したマルクシズムや当時の社会主義を、「分配論」に固執して個人の能力の無限の可能性を滅殺しがちな悪平等主義ないしそれに

近い思想と捉えたことよって、個人の独尊を無条件に賛美した上で弱肉強食の現実を許容する意識を有していること
の表れではない。ただ「平等の分配の爲めに自由に行はるゝ個性発展によりて達せんとする名誉」と共に「地位に対する利己心の強盛なる活動」を重視することにより、「公共心の神聖なる刺激」を社会の全成員に保持せしめることができる(①64)という、ややオプティミスティックな観測が疑念なく披瀝されているだけである。

このオプティミズムは、社会主義を「社会進化の理法と理想」(①114)によって説明しようとする彼の方法から派生したものである。すなわち「個人的利己心」を生存競争の単位とする見方(社会ダーウィニズム)は個人間の優勝劣敗の全面的承認に赴くのであり、この個人主義の人間観こそ、自然状態における個人の自由独立もしくは個人間の闘争を前提とする契約説の誤謬を生み出す素因でもあったが、クロボトキンの相互扶助論による「社会的利己心」の発見は、人類が社会的存在であるという科学的真理を闡明し、階級対立を否定した社会主義段階における、個人的利己心と社会的利己心との止揚の可能性を理論づけたと北は見る。

今の生物進化論者にして：個人的利己心の小我のみ認めて社会的利己心の大我を忘却し、個人間の生存競争が個人的利己心による如く、実に社会的利己心による社会間の生存競争の事実、社会間の生存競争を行ふ社会的利己心たる社会性公共心の存在することを忘却せりとは解すべからざるも甚だし。斯の個人的利己心も社会的利己心も共に等しく軽重あるべからず(①105)

北がこう確言するとき、彼は人類及び社会の目的論的進化的必然性

が、社会と個人の高次元での調和を実現するに違ひなく、またこれこそが偏局的個人主義の社会主義による克服の真正な有りようだと堅く信じていたのである。

北の純正社会主義論はもとより土地及び生産機関の公有化と「徴兵の労働組織」による公共的経営を通して「経済的封建制度」を「経済的公民国家」へ転進させる経済革命論であり、また資本労働調和論に帰着する「講壇社会主義」資本家社会主義」や政府の権力維持に奉仕する「国家社会主義」政府社会主義」たとえば山路愛山を北は指摘する）の如き日和見主義には仮借のない非難が加えられている。しかし社会と個の調和が進化律の必然としてオプティミスティックに確信されると、過渡期における必要悪としてのプロレタリア独裁の不可避性（14）といった思慮はなされず、資本主義の最高形態たる独占の社会的経営への移行が無前提に結論されるような楽観主義も生じている。（①63）このことは北が資本家や労働者といった対立する諸階級を宛らに包摂する実体として国家を認識し、「国家は階級支配の機関であり、一階級が他の階級を抑圧する機関である」（「国家と革命」国民文庫16頁）というふうには考えなかったことと関連している。

前章で述べたように、北は国家の人格的実在を根拠に国家主権論を展開したが、国民も天皇も一様に帰属せしめる主体としての国家の物神化は彼の思想の大きな特質である。このことから「北が希求し憧憬する『国家』は、無限の生命と巨大な人格をもつ異様な風貌をもっていた：それは…まさしく巨大な『地上の王国』レバイアサン以外の何者でもなかった。」（15）（小西豊彦）というような見解が生れ

る。しかし北の定義によれば、「国家とは空間を隔てゝ人類を分子とせる大なる個体：即ち個体其れ自身の目的を有して生存進化しつゝある有機体」（①228）であり、さらに「国家の人格とは：社会の有機体なることに在り」（①239）といった言辞から、国家と社会とが同一視されていることは容易に理解される。また「仏国革命を以て国家を分解せしと云ふも国家は依然として社会的団結に於て存し、破壊せられたるは表皮の腐朽せる者にして国家の骨格は嘗て傷れず」（①238）と書くとき、「表皮」として破壊可能な国家権力と永久に消滅しない「骨格」としての社会とを分離する観点を北が了解していたとも言える。さすれば彼の考える国家とは多数の個人を分子とする集合体を意味し、その中における個々の分子の共同性を幻想的に過大視するところに、国家の意義の極大化はもたらされたと見ることができよう。

北が社会主義は即ち国家主義であると言い、日露主戦論を唱え国権の伸長を強説するとき、社会の共同性がやがて世界連邦の形成という目的に向けて拡張していく、世界進化の一過程として帝国主義的争覇の現実を率直に認めるだけのリアリズムを有していたとは言えるが、それは「等しく一元の人類より分れたる大なる個体の一分子たりながら国家を異にし人種を同うせずと云ふが如きことよりして相殺戮する生存競争を世界連邦により地球より掃蕩せんとする」（①127）ことを使命とする社会主義に違反した、人種的優越感や露骨な領土拡張などを動機とする対外侵略をも無条件に宥恕する発意ではなかった。

『国家』が君主等の手より放れて自由を得て僅少なる進化の今日

吾人は実に日本と名けられたる小き貴族がスラヴなる大貴族の圧迫を排除して自由を主張したることを万国社会党の決議に反して讚美す。只而しながら自由は自己の自由を尊重すると共に他の自由を承認するの自由なるべからず。吾人は日本国の貴族的蛮風の自由が更に進化して文明の民主的自由となりて支那朝鮮の自由を蹂躪しつゝあるを断々として止めしめざるべからず。社会民主主義の非戦論は実に今後の努力に存するなり。(①435)

目的論的進化的の途上において、その時々「人格」者が自由を最大限に享受するための権利に基く行為だということ、中世における絶対君主の権勢や偏局的個人主義時代の資本家の搾取さえ、皆歴史的阶段の産物として是認してしまふ傾きが北にはある。だがなればこそ、国家主権の現在、資本家の私利のために戦争が行われるなどということはあり得ないと彼は考へるのであり、日露戦争がそのような戦争であるという「帝國主義論」は決して認めることができなかった。

社会の進化は階級競争の外に国家競争あり：万国の社会党員の凡てよ『国家の外に在るものは神か然らざれば禽獸なり』と云へるプラトリーの言が凡ての思想も道德も人種民族も悉く社会的作成なりとする今日の科学的社会主義と合致することを否定せざるならば—何ぞ国家を否定し国家競争を否定するや：戦争は軍人の名譽心の為めに戦はるゝにあらず資本家の利益の為めに戦はるゝに非らず、実に尊王攘夷論の国民精神なり(①432、①433)

畢竟全体的調和の中で個我の尊嚴を最善に保証し得るような体制を社会主義の名で称揚した北は、同様に最大の「大我」たる「世界社

会」の中で、その構成単位たる各国家が世界に對する責任ある個体へ成長する進化的の行程—当然その途上で「偏局的国家主義」とでも呼ぶべき、エゴイズムを脱却しない国家は淘汰されねばならない—として、帝國主義の機能を肯定したのである。

公民国家日本の行く戦争とは、国権という名をもつてする国民の崇高な権利の行使にほかならないという思考は、世界連邦への進化を領導する正義の国家による不義の国家の膺懲という「義戦」の幻想にも直通する。『改造法案』における国家の「開戦ノ積極的權利」(②342)は、かかる夢想の具体的発現である。その意味で、北の思想に人權と自由を極度に抑圧するファシズムの傾向を看取することはできないとしても、「持たざる国」の権利主張の論理と近似した、軍事的帝國主義の性格を認めることはできる。⁽¹⁷⁾

さて本章で北の国家と社会及び社会と個人の問題を、的確に究明し得たかどうか、やや疑問なしとしなない。だが晦渋な北の論理を、個の全体への埋没という解釈で了解してしまふならば、畢竟彼を体制への追隨者として否定し去る結論しか出てこないものであり、そのような結論には導かれなない、一つの理解の方法を提起してみたいという目的は達せられたかと思ふ。

三、第二維新の展望

「貴族階級を顛覆せんとの民主主義」に維新革命の「本色」を見(①353)北は、西郷らの第二維新の蹉跌を雪辱すべく、自らを「在野党」の系列に位置づけた。中国革命への没入は、かかる素望の実践の初歩であったが、その体験を綴つた『支那革命外史』に言う。

今の元老及び死去せる元老なる者等が維新革命の心的体现者大西郷を群がり殺して以来、則ち明治十年以後の日本は聊かも革命の建設ではなく、復辟の背進的逆転である。現代日本の何処に維新革命の魂と制度とを見ることが出来るか：大西郷が何故に第二革命の叛旗を挙げたか。而して其の失敗が如何に爾後四十年間の日本を反動の大洪水の泥土に洗い流して、眼前見る如き黄金大名の連邦制度と其れを維持する徳川其儘の御役人政治とを築き上げたか。(26)

「黄金大名」による権力支配こそ、北が打破すべき対象として強調したところであるが、彼らの跳梁により民衆の大部分が、「公民国家」の国民たるに値せぬ貧窮に呻吟している社会状況への認識は『改造法案』(一九一九年執筆)においても基本的に変容していない。すなわちここでも北は「経済的組織ヨリ見タルトキ現時ノ国家ハ統一国家ニ非ズシテ経済的戦国時代タリ経済的封建制タラントス」(229)と、『国体論及び純正社会主義』とほぼ同様の時勢観を述べ、これを「私有財産限度超過額ノ国有」の根拠としているのである。

最後に結論的に語らねばならないのは、革命の主体と天皇との関連についてである。北の屈折した「天皇機関説」は、ややニュアンスを変えつつ『改造法案』にも継承されているが、これは北の明治天皇への情熱的な賛美と決して矛盾しない。北を「最後の恋闕家¹⁸⁾」と呼ぶ論者さえ現れるほどの、北の明治帝への讃仰は、あたかも中国革命の完成者として「東洋的共和政」成就の使命を帯びた「窩潮台汗¹⁹⁾」なる英傑の登場を待望したのと同様、偉大な革命指導

者に寄せる期待感の表われと見るべきである。だから個人として崇敬した明治天皇に比べて、余りにも凡庸な大正天皇に失望し、皇太子(裕仁)に法華経を贈呈するなどして囑望したという有名な逸話は、その裕仁を「クラゲの研究者」と侮蔑的に呼び「何も彼も天皇の権利だ、御宝だ、彼れも是れも皆天皇婦一だつてところへ持って行く。そうすると婦一の結果は、天皇がデクノボーだということが判然とする。それからさ、ガラガラッと崩れるのは」(北門下生寺田稲次郎の談¹⁹⁾)と不敵な「天皇誹謗」を行ないつつ、「統帥権干犯なる大義名分論」を案出したというエピソードと表裏一体である。

このような天皇観は、「復古的革命主義」批判の激語以来北の変らぬ本質的性格だったと考えていい。だから彼が『改造法案』の巻一に「国民ノ天皇」という項目を掲げ、「天皇ハ国民ノ総代表：国家ノ根柱」という原理をもとに「天皇ノ発動」によるクーデターで権力を掌握し、改造事業に着手する計画を唱導した(221)とき、そこでは、天皇が直接政権の指揮者として機能する天皇親政と、全国民が一致して天皇への熱誠を尽くす神権国家が構想されていたわけではない。国家なる至上価値の下に天皇も含めた全国民の本質的平等化を企図する北と、天皇の神格的尊厳の前に一切の身分的位階の否定を図る一君万民論の信奉者である右翼の原理主義者や青年将校らとは、明確に位相を異にしているが、資本制国家の強行的構築と近代化推進のための、国民統制の核として天皇を自在に活用する明治国家の路線に対する造反という一線で、両者は共同歩調を取り得たのである。

北が「維新革命以来ノ日本ハ天皇ヲ政治的中心トシタル近代民

「主国ナリ」(294)と言うとき、『国体論及び純正社会主義』以来

変らずに保持されてきた近代国家観と、日本は維新革命により理念的には社会民主主義国になったという持論がここでも揚言されている。ただ日露戦争の凱旋軍兵士を背後の圧力とし、普通選挙権の獲得により非暴力的手段で完遂し得ると考えられた革命論は、その後北が直接間接に経験した、辛亥革命の武装蜂起やロシア十一月革命のクーデターなどの影響も受けて、「剣の福音」(292)を奏でる軍事革命方式に転換せしめられている。けだし北の真意は、かつて天皇に対する乱臣賊子を働き続けた日本国民のエネルギー—その実力は現在も日比谷の暴動や米騒動等に表われている—を、今度は逆に天皇を結集軸として吸収し—より現実的には在郷軍人会議などを通じて—高揚せしめ、ついには文字通りの国民革命として推進しようというところがあったのではないかと筆者は考えている。北には大衆闘争への着眼がないとよく言われるが、歴史論では、百姓一揆を中心とする民衆のパワーが明治維新の基動力となったというような所説を展開しているし、「屢々繰り返へされて屢々敗らるゝ同盟罷工の百姓一揆が終に政権の上にもち現はれて『社会主義』の旗幟の下に集まるの時茲に経済的貴族国は顛覆して維新革命の断崖に漲ぎり落つ」(124)というラディカルな言説もある。

国民の頭上に超然と君臨する天皇を革命の手段価値として、再び徹底的に逆利用する遠大なストラテジーこそ—部分的修正はあるにせよ—『国体論及び純正社会主義』から『改造法案』に至る、北の「一貫不惑」(230)な革命者たるの証しではなかったかと思うのである。

むすび

変革論の内容の急進性、矯激さという点に関するなら、北一輝を凌ぐ思想家は近代日本史上に多数指摘することができる。たとえば自由党土佐派の闘士植木枝盛は『日本国憲案』の中で「政府官吏压制ヲ為ストキハ日本人民ハ之ヲ排斥スルヲ得、政府威力ヲ以テ擅恣暴虐ヲ逞フスルトキハ日本人民ハ兵器ヲ以テ之ニ抗スルコトヲ得」(第71条と規定してルソー流の「抵抗権」を主張していたし、同じ民権左派の中江兆民は、専制君主制から主権君主制を経て民主共和制へという、政治体制の段階的発展のコースを構想して「恢復的民権」の必要性を説いた(『三酔人経綸問答』)。また兆民門下の社会主義者幸徳秋水は、「今の社会問題の解決の方法は、ただ一切の生産機関を、地主資本家の手より奪うて、これを社会人民の公有に移すにあるのみ…これ実に『科学的社會主義』の骨髓とするところにあらずや」(『社会主義神髓』)と述べ、国家がかかる地主・資本家を代表しているにすぎない現状では、「社会主義は実に現時のいわゆる『国家』の権力を滅殺するをもって、その第一着の事業となさざるべからず」(同)と、社会主義実現のための国家権力との対決を強調した。

だが帝国憲法成立以前の民権論者たちのもとより、その後簇出した社会主義者たちにおいても、憲法や教育勅語を通じて生み出された天皇制支配機構のメカニズムの剔抉と、そのイデオロギーへの批判が、必ずしも的確かつ徹底的に行われたとは言い切れない。(むろん木下尚江の「忠君愛国の疑問」のような国体論批判もあるが)。

米国からの帰国後無政府共產主義と直接行動論を唱え、天皇制否定の急先鋒となる幸徳秋水でさえ、日露戦争前は、

伏して聞く、皇太子殿下今茲五月十日廟に告げ綏を授けさせ給ひて、こゝに共平台巻の大典を挙げ行はせ給ふ……今后陛下の坤徳に継がせ給ひて、婦順永く修まり……神路山の繁り振々として栄えさせ給ふべし……臣某等何の福ひにてか、生きて聖代に遇ひ、仰て盛事を拝し奉り、欣抃踊躍して感恩の至りに任ることなし。(一九〇〇年「皇太子殿下の大礼を賀し奉る」)

と書く、皇室の賛美者であった。

天皇制についての社会科学の認識をなし得た昭和期のマルクス主義者たちにおいても、その革命戦略上の天皇制の位置づけに関しては、かなり教条的であることを免れていない。『三二年テーゼ』は、満州侵略を遂行しつつある日本帝国主義の支配の核を、天皇制・地主的土地所有・独占資本の三構造に見出し、「地主という寄生的封建階級」と「強欲なブルジョアジー」を基盤とし「国内の政治的行動といっさいの封建制の残滓の主要支柱」となっている天皇制機構の打倒を「人民革命」の第一目標とし、その上で、「ブルジョア民主主義革命を社会主義革命に強行的に転化せしめるための闘争が党の根本任務となる」ことを強調した。絶対王政の成立に凝縮させた明治維新観に基く周知の「二段階革命論」であるが、ここでも天皇制を根底で支える社会的経済的基礎の科学的解析は行われても、西洋市民社会の論理とは本質的に相容れないアジア的な共同性への帰属意識が、土着の天皇信仰観念に変形する日本民衆のナショナルな情念への着目をほとんど欠いていたことが、彼らの成功の可

能性を失わせてしまった主要因である点は概ね首肯せられるはずである。

もとより北は「吾人は社会主義の為に断々として帝国主義を主張す」(③87)と書いて日露非戦論者を論難した時点から「幸徳らとの個人的交流は別として――明治社会主義者と一線を画していたし、後年「実ニ為政者政柄ヲ誤リテソビエツト露西亜ヲ承認セン以来、日本国内ノ共産者ノ蔓延ベストコレラノ其レヨリモ甚シ」(③45)などと建白するに及んで、露骨な反ソ反共主義者と化した感があるが、それでも北を、明治社会主義から昭和マルクス主義へという革命の「正系」からはずれた位置における、独自の革命論の創造者と思し得るのは、かの正系者たちの多くが回避するかもしくはオプティミスティックにしか捉えきれなかつた天皇制の問題を、彼が極めてラディカルに追究し続けたことをほとんど唯一の根拠としている。

戦後三十余年、再び「愛国心」が高唱され国権主義台頭の機運が見られる今日、国家と個人、革命と民主主義の問題を生涯解き続けた北一輝の思想を――たとえどう評価するにせよ――克明に考察することは、すぐれて現代的な意義をもちしていると思われるのである。

注

- (1) 『日本ファシズムの源流』白揚社 一九四九年。
- (2) 『日本右翼の研究』現代評論社 一九七七年。
- (3) 『アジア主義とファシズム』れんが書房新社 一九七九年。
- (4) 『北一輝論』講談社 一九七九年。

- (5) 『現代日本の思想』岩波書店 一九五六年。
 (6) 『北一輝・日本の国家社会主義』勁草書房 一九七三年。
 (7) 『資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房 一九六九年。
 (8) 『小さきものの死』葦書房 一九七五年。
 (9) 『増補版現代政治の思想と行動』未来社 34頁。
 (10) 安部博純「日本超国家主義の原型」『北一輝論集』三一書房 23頁。

(11) 「思想家ないし革命家の評価は、彼の思想や行動が現実の歴史の進行の中で客観的に果たした役割によって評価されるべき」(安部 同前)という考えは一応理解できるし、北一輝の考察においても妥当性を持つことは認めるが、それはあくまで、思想の内的論理の追究に付随するものであることを忘れてはならないであろう。

(12) 「ふつう北は、こういう全体イコール個という国家理念をもって、日本近代天皇制国家を美化したものと考えられている。だが彼は：全体イコール個の主張によって、民族共同体の幻想で階級支配を覆いかくす、右翼ナショナリストの誤りを犯したのではない。彼の全体イコール個の主張が内包する誤りは、むしろ、スターリンや毛沢東の社会主義的愛国主義の内包する誤りに近似している。」(渡辺京二『北一輝』朝日新聞社 133頁)という見解に、基本的に賛同する。

(13) たとえば「国際的には戦争的闘争主義、国内的には、賢人天才選民主義：北はダーウキンを否認しつつも、その所論の根柢には抜きがたきダーウキンニズムの基盤をひろがらせてい

る。」(田中前掲書『北一輝論集』15頁)といった言説である。
 (14) 「資本主義から共産主義への移行は、もちろん、きわめて多数のさまざまな政治形態をもたらさざるをえないが、しかしそのさい、本質は不可避的にただ一つ、プロレタリアートの独裁であろう。」(レーニン「国家と革命」大月書店 国民文庫49頁)

(15) 『石川啄木と北一輝』伝統と現代社 一九八〇年 169頁。

(16) 「国家へ自己防衛ノ外ニ不義ノ強力ニ抑圧サルル他ノ国家又ハ民族ノ為メニ戦争ヲ開始スルノ権利ヲ有ス。：国家ハ又国家自身ノ発達ノ結果他ニ不法ノ大領土ヲ独占シテ人類共存ノ天道ヲ無視スル者ニ対シテ戦争ヲ開始スルノ権利ヲ有ス。」(②32)という条項で、北の思想中最も不評を招きやすい箇所の一つである。たとえば「これほど侵略戦争を露骨に謳った明文も珍しい：これが強盗の論理であることは論なしである。」(松本清張前掲書 125頁)といった酷評である。筆者は五四運動の如き反日のナショナリズムを招来した日本政府の対華政策を厳しく問責し、日中の連帯を模索し続けた北の態度から、彼を単なる侵略主義者と断定することには抵抗を覚えるが、この点に関しては『改造法案』の諸条項の内容検討と併せ、拙稿「北一輝の国家改造論」(日本思想史研究十四号)を参照願いたい。

(17) 北にとって国家とは、原子的個人が契約によって構成した擬制の権力機構でないのは勿論、支配階級が抑圧のための機

関として設置した暴力装置でもなく、個の発展がそのまま全体の利益として矛盾なく保証されるような共同社会の別表現にすぎない。このようないわば理念型的な国家が全世界的規模で実現されることを、北は進化則の究極に想定したが、かかる理想へのステップとして諸国家の角逐を認めざるを得なかった点に彼の不十分さを感じる。そしてそれは、北にしてなお脱することのできなかった民族主義の刻印と言わねばならない。

- (18) 村上一郎『北一輝論』三一書房 一九七〇年 53頁。
- (19) 「革命児北一輝の逆手戦法」宮本盛太郎『北一輝研究』有斐閣(一九七五年) 205頁より引用。
- (20) 『幸徳秋水集』近代日本思想大系13 筑摩書房 146頁。
- (21) 同前 165頁。
- (22) 『幸徳秋水全集』明治文献 第二卷 337頁。
- (23) 『世界政経』一九七四年七月号197頁。